

営農確約書

私は、農地等の相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6第1項）の適用を受ける適格者となるため、相続税申告書の提出期限の翌日より被相続人から相続で取得した農地等につき終身農業経営を行うことを確約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

東久留米市農業委員会会長 殿

「相続税納税猶予制度」について

相続税納税猶予制度は、農業経営ができるように農地に対する相続税の納税を猶予するかわりに、この制度の適用を受けた相続人は、その後もきちんと農業経営を継続していかなければなりません。

つきましては、この制度の趣旨をご理解いただき、日頃から特例農地を適正に管理し、耕作するようお願い致します。

また、相続税納税猶予をうけると、

- ①申告後から3年毎に「継続届出書」を提出すること。
- ②農業相続人はその特例農地において農業経営を開始し、継続すること。
- ③特例農地を売買する場合には、税務署及び農業委員会へ届出をすることが義務付けられます。

なお、農業委員会には納税猶予期限の確定事由に該当するような行為（無断転用等）があった場合には、所轄の税務署にその旨を通知する「通知義務」があります。